



2021年5月24日

各 位

会 社 名 株式会社フージャースホールディングス
 代 表 者 名 代表取締役社長 廣岡 哲也
 (コード番号：3284 東証第1部)
 問 い 合 っ せ 先 経 営 企 画 室 長 鳴 神 吉 朗
 電 話 番 号 03 - 3287 - 0704

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年6月25日に開催予定の第8期定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更議案について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の目的

株主総会および取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第12条及び第22条に定める株主総会および取締役会の招集権者および議長を、それぞれ取締役会においてあらかじめ定めた取締役に変更するものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第12条 (招集権者及び議長) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、 <u>取締役会の決議によって、代表取締役社長が招集し、議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役にこれを代わる。</u> (新 設)	第12条 (招集権者及び議長) 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、 <u>取締役会においてあらかじめ選定した取締役にこれを招集する。当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役に株主総会を招集する。</u> 2 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、 <u>取締役会においてあらかじめ選定した取締役に議長となる。当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役に議長となる。</u>
第22条 (取締役会の招集権者及び議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、 <u>代表取締役社長が招集し、議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役にこれを代わる。</u>	第22条 (取締役会の招集権者及び議長) 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、 <u>取締役会においてあらかじめ選定した取締役にこれを招集する。当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役に取締役会を招集する。</u>

(新 設)	<u>2 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会においてあらかじめ選定した取締役が議長となる。当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。</u>
-------	--

3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催予定日 2021年6月25日

定款変更の効力発生日 2021年6月25日

以上